

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年2月28日受付分)

特定非営利活動法人
相続・空き家相談所

縦覧期間

令和7年2月28日（金）から
令和7年3月14日（金）まで

特定非営利活動法人相続・空き家相談所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人相続・空き家相談所 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 兵庫県明石市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、空き家・空き地等の所有者、行政に対して、相談、専門家等の紹介に関する事業、定期巡回や維持管理業務を提供し、適正に管理された不動産の活用を通じて、住みやすいまちづくりの推進を図り、地域の円滑な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 相談業務
- (2) セミナーや勉強会
- (3) ホームページやSNS等による情報提供業務
- (4) 法律専門家等の紹介業務
- (5) 空き家・空き地等の利活用相談及び提案業務
- (6) 多目的な開発による持続可能なまちづくりを推進する業務
- (7) 空き家・空き地の売却斡旋（入札制度等の実施含む）
- (8) 空き家・空き地等の定期巡回や維持管理業務

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し運営を行う個人又は団体（以下、運営会員を「社員」という）。
- (2) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (3) 賛助会員 この法人が行う事業への労務の提供、または利用を主とする個人又は団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において社員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する社員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員の現在数
 - (3) 総会に出席した社員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した社員の4分の3以上の議決を経かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、社員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

（施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 木村 光啓
副理事長 小松原 茂樹
理 事 橋本 英丈
監 事 脊戸土井 健直

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員 個人 団体

① 入会金	20,000 円	20,000 円
② 年会費	12,000 円	12,000 円

(2) 正会員

① 入会金	20,000 円	20,000 円
② 年会費	12,000 円	12,000 円

(3) 賛助会員

① 入会金	20,000 円	20,000 円
② 年会費	6,000 円	6,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人相続・空き家相談所

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	きむら みつひろ	[REDACTED]	無
	木村 光啓	[REDACTED]	
理事 (副理事長)	こまつばら しげき	[REDACTED]	無
	小松原 茂樹	[REDACTED]	
理事	はしもと ひでたけ	[REDACTED]	無
	橋本 英丈	[REDACTED]	
監事	せとどい けんじ	[REDACTED]	無
	脊戸土井 健直	[REDACTED]	

設立趣旨書

1 趣 旨

戦後期から高度成長期を経て、明石市または、その近郊の市町では市街化区域を中心とした開発により、現在においても新築住宅や新規の共同住宅の供給が順調に進み、世帯数も増加の傾向にあります。

反面、高齢人口の増加、核家族化、少子化等の要因もあり、老朽化だけでなく経済環境、生活環境の変化によって生ずる『空き家問題』が水面下で確実に深刻化しているのを我々は日常の業務の中でも感じておりました。

社会資本である住宅や不動産の流動化は、持続的な経済の発展に不可欠なもの一つですが、所有者や相続人の、相続などに係わる各種法令への理解や専門性のある知識の不足により『空き家問題』の解決が滞り、場合によっては放置され地域の問題にもなっています。

さりとて、一般の方が『空き家問題』に取り組もうとしても、まず誰に相談するのが適当であるのかすら分からぬという声もよくお聞きします。

この問題に係わる業を営むものとして私共は、何らかの解決策について議論してきました。

ついては『空き家問題』をひとまとめに対応する窓口があれば、市民の方が適切な専門家に相談したり、ワンストップで業務を依頼できるのではないかとの考え方から、窓口になる団体として当法人を設立する事と致しました。

設立後は、一般の方に『空き家問題』や『相続問題』の知識について広く浸透させるための無料のセミナーを開催し、併せて一般の方からの相談を受ける機会を設け、問題の解決に寄与する業務を行う予定です。

また、相談者の希望があれば必要な業務が完遂出来るよう、当法人を賛助する専門家、専門会社の会員を紹介しサポートする予定です。

私共の会員には、其々に不動産業や建築業、サービス業や各種土業を生業にしている者がおりましたが、相続や空き家の困りごとについて相談に来られる方の対応をする際、まず相談者に必要なのは自分の業では無く、他の専門職である、ということが多くあります。

ただでさえ不慣れな事に取り組んでいるのに、あちらこちらで手続きや調整にと時間や労力が嵩み、相談者の方が疲れ果ててしまい頓挫してしまうという事も少なくありません。

このような問題を解決する為には、専用の窓口となる団体が必要であると感じていましたが、個人単位の活動では自分の専門性の内容に偏ってしまうこと、単なる法人であれば一般の方に利潤の追求が根底にあると思われてしまい、市民の方の相談の窓口として適当でないこと、更に私共の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画して頂くことが不可欠であるという点からも特定非営利活動法人格を取得することが最適と考え、特定非営利活動法人設立を決意しました。同じような機能の団体、法人であっても、関連法令で非営利を担保しつつ、利用者から見た中立性も併せ持つ特定非営利活動法人の方が、より広く地域社会への貢献が可能になるという結論に至りました。

幅広い業種の会員から賛同、賛助を受ける私共は、様々な要因を包含する相続、空き家の問題について柔軟に且つ深くサポートが出来るだけでなく、より中立的な運用、対応が可能です。

また、広範な専門家を擁する事から、会員、または会員企業に対し専門知識の教授、コンプライアンスの共有等を行う事により、より高度なサービスを地域に還元する事も事業の一つとして捉えております。

将来的には、当法人が主体となっての地域コミュニティへの貢献事業や空き家などの有効活用などを通じて、持続可能な地域の発展に寄与出来れば良いと考えています。

2 申請に至るまでの経過

令和6年4月 空き家対策事業についての勉強会発足
令和6年5月 空き家対策セミナー見学
令和6年6月 勉強会にて特定非営利活動法人についての検討開始
令和6年7月 特定非営利活動法人設立に向けての活動を開始
令和6年8月 8月3日 賛同者による顔合わせ、活動方針の確認を行う
拡大勉強会の準備、設立の趣意、定款などの取りまとめを行う
令和6年9月 第1回の拡大勉強会。弁護士、司法書士による相続、空き家問題の講習を実施
令和6年10月 第2回の拡大勉強会。特定非営利活動の周知、定款案などの検討会
令和6年11月 法人設立、申請に向け令和7年、8年の事業計画案、収支計画案の検討
賛同者間で法人設立の意思確認
令和6年12月 賛同者による設立総会開催日の調整、議案書の準備
令和7年1月 1月21日 設立総会の開催、設立の決議を得る

令和7年2月3日

特定非営利活動法人 相続・空き家相談所

設立代表者

氏名 木村 光啓

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人相続・空き家相談所

1. 基本方針

法人設立を機に、社員個々が事業として培ってきたさまざまなネットワークを活用し、より広範な事業を通じて、空き家問題に有効な業務をワンストップで提供することを考えています。特に、本年度においては、各種事業の中から、持続可能なまちづくりに効果的と思われる「セミナー相談業務事業」と「空き家・空き地の売却斡旋事業」を重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 相談業務	小規模相談会	年4回	市民センター等	市民等 5人/回	0
	地域セミナー	年3回	貸会議室等	市民等 80人/回	0
(2) セミナーや勉強会	地域セミナー	年3回	貸会議室等	市民等 80人/回	0
	会員向け勉強会	不定期	貸会議室等	会員20人	0
(3) ホームページやSNS等による情報提供業務	HP作成、公開	通年	事務局	未定	0
(4) 法律専門家等の紹介業務	小規模相談会 地域セミナー	年7回	市民センター他	市民等 5人/回	0
(5) 空き家・空き地等の利活用相談及び提案業務	本年度予定なし				
(6) 多目的な開発による持続可能なまちづくりを推進する業務	本年度予定なし				
(7) 空き家・空き地の売却斡旋(入札制度等の実施含む)	空き家処分の相談者に会員を紹介し、処分事業の完遂を目指す。	随時	相談者指定の不動産の所在地に基づく。		1500
(8) 空き家・空き地等の定期巡回や維持管理業務	適正に管理された不動産の維持業務の提供。	随時・又は定期委託契約	相談者指定の不動産の所在地に基づく。		75

3. 事業実施体制：(1) 会議に関する事項 ①通常総会 6月

②理事会 隨時開催

(2) 事務局体制 事務局体制については、事務員1名採用予定です。

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人相続・空き家相談所

1. 基本方針

法人設立を機に、社員個々が事業として培ってきたさまざまなネットワークを活用し、より広範な事業を通じて、空き家問題に有効な業務をワンストップで提供することを考えています。特に、本年度においては、各種事業の中から、持続可能なまちづくりに効果的と思われる「セミナー相談業務事業」と「空き家・空き地の売却斡旋事業」を重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 相談業務	小規模相談会	年4回	市民センター等	市民等5人/回	0
	地域セミナー	年3回	貸会議室等	市民等80人/回	0
(2) セミナーや勉強会	地域セミナー	年3回	貸会議室等	市民等80人/回	0
	会員向け勉強会	不定期	貸会議室等	会員20人	0
(3) ホームページやSNS等による情報提供業務	HP作成、公開	通年	事務局	未定	0
(4) 法律専門家等の紹介業務	小規模相談会 地域セミナー	年7回	市民センター他	市民等5人/回	0
(5) 空き家・空き地等の利活用相談及び提案業務	本年度予定なし				
(6) 多目的な開発による持続可能なまちづくりを推進する業務	本年度予定なし				
(7) 空き家・空き地の売却斡旋(入札制度等の実施含む)	空き家処分の相談者に会員を紹介し、処分事業の完遂を目指す。	随時	相談者指定の不動産の所在地に基づく。		1000
(8) 空き家・空き地等の定期巡回や維持管理業務	適正に管理された不動産の維持業務の提供。	随時・又は定期委託契約	相談者指定の不動産の所在地に基づく。		250

3. 事業実施体制：(1) 会議に関する事項 ①通常総会 6月

②理事会 隨時開催

(2) 事務局体制： 事務局体制については、事務員1名の予定です。

特定非営利活動法人相続・空き家相談所

令和7年度活動予算書
成立の日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 経常収益	
1. 受取会費	
運営会員受取会費	120,000
正会員受取会費	120,000
賛助会員受取会費	90,000
各種会員入会金	700,000
2. 受取寄付金	
受取寄付金(会員)	300,000
受取寄付金(会員外)	*****
3. 受取助成金等	
受取地方公共団体助成金	*****
受取民間助成金	****
4. 事業収益	
相談業務	0
セミナー・勉強会	0
ホームページやSNS等による情報提供業務	0
法律専門家等の紹介業務	0
空き家・空き地等の利活用相談及び提案業務	0
多目的開発による持続可能なまちづくりを推進する業務	0
空き家・空き地の売却斡旋(入札制度等の実施含む)	1,500,000
空き家・空き地等の定期巡回や維持管理業務	75,000
5. その他収益	
受取利息	***
雑収益	****
経常収益計	2,905,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給与手当	200,000
法定福利費	30,000
人件費計	230,000
(2) その他経費	
講師謝金	120,000
消耗品費	60,000
印刷費	500,000
通信費	90,000
保険料	50,000
会場費	60,000
会議費	60,000
その他経費計	940,000
事業費計	1,170,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
給与手当	400,000
法定福利費	70,000
人件費計	470,000
(2) その他経費	
消耗品費	60,000
印刷費	*****
通信費	90,000
旅費交通費	20,000
光热水費	48,000
保険料	10,000
会議費	****
租税公課	****
その他経費計	228,000
管理費計	698,000
経常費用計	1,868,000
当期正味財産増減額	1,037,000
設立時正味財産額	*****
次期繰越正味財産額	1,037,000

特定非営利活動法人相続・空き家相談所

令和8年度活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
運営会員受取会費	120,000
正会員受取会費	120,000
賛助会員受取会費	90,000
各種会員入会金	
2. 受取寄付金	
受取寄付金(会員)	300,000
受取寄付金(会員外)	*****
3. 受取助成金等	
受取地方公共団体助成金	*****
受取民間助成金	****
4. 事業収益	
相談業務	0
セミナー・勉強会	0
ホームページやSNS等による情報提供業務	0
法律専門家等の紹介業務	0
空き家・空き地等の利活用相談及び提案業務	0
多目的な開発による持続可能なまちづくりを推進する業務	0
空き家・空き地の売却斡旋(入札制度等の実施含む)	1,000,000
空き家・空き地等の定期巡回や維持管理業務	250,000
5. その他収益	
受取利息	***
雑収益	****
経常収益計	1,880,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給与手当	200,000
法定福利費	30,000
人件費計	230,000
(2) その他経費	
講師謝金	120,000
消耗品費	60,000
印刷費	500,000
通信費	90,000
保険料	50,000
会場費	60,000
会議費	60,000
その他経費計	940,000
事業費計	1,170,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
給与手当	400,000
法定福利費	70,000
人件費計	470,000
(2) その他経費	
消耗品費	60,000
印刷費	*****
通信費	90,000
旅費交通費	20,000
光熱水費	48,000
保険料	10,000
会議費	****
租税公課	****
その他経費計	228,000
管理費計	698,000
経常費用計	1,868,000
当期正味財産増減額	12,000
前期繰越正味財産額	1,037,000
次期繰越正味財産額	1,049,000